

事項を周知徹底せしむること

(ロ) 列車到着毎に停車場に出入りへ歸着者名簿に

依る宿舎給食醫療乗船手續等の斡旋を爲すこと

(ハ) 乗船の際は埠頭に見送り必要ある場合に於ては引揚民事務所より船中に醫師又は連絡の爲の職員を乗込ましむること

國民勤勞動員令等の廢止

勤勞配置規則の制定

前記の如く政府は終戰直後國民勤勞動員令施行上の應急措置を講じ、根本的對策に就ては將來に譲ることとなしたが、昭和二十年十月に至り成案を得、同月十一日勅令第五百六十六號を以て國民勤勞動員令及關係法勅令を廢止し、新に厚生省令第四十號を以て勤勞配置規則を制定公布した。

勅令第五百六十六號(昭和二十年十月十一日)

左ニ掲グル勅令ハ之ヲ廢止ス

國民勤勞動員令

醫療關係者徵用令

醫療關係者職業能力申告令

工場事業場技能者養成令

重要事業場勞務管理令

學徒勤勞令

學校技能者養成令

國民勤勞動員委員會官制

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

本令施行前ニ爲シタル行爲ニ關スル罰則ノ適用ニ付

テハ本令施行後ト雖モ舊令ハ仍其ノ效力ヲ有ス

本令施行ノ際現ニ存スル國民勤勞動員令ニ依ル徵

用、勤勞協力及徵用又ハ勤勞協力ニ伴フ扶助、醫療

關係者徵用令ニ依ル徵用及徵用ニ伴フ扶助並ニ學徒

勤勞令ニ依ル勤勞協力及勤勞協力ニ伴フ扶助ニ付テ

ハ國民勤勞動員令、醫療關係者徵用令及學徒勤勞令

ハ仍其ノ效力ヲ有ス

他ノ命令ニ於テ國民勤勞動員令ヲ準用スルコトノ定

アル場合ニ於テハ同令ノ廢止ニ拘ラズ仍從前ノ例ニ

依ル

國民勤勞動員令ノ廢止ニ伴ヒ必要アルトキハ厚生大

臣ハ從業者ノ勤勞配置ニ關シ必要ナル命令ヲ發スル

コトヲ得

國民勞務手帳法施行令中左ノ通改正ス

第四條第一號及第二號ヲ左ノ如ク改ム

一 削除

二 削除

第六條中(同條第一號又ハ第二號ニ該當スル者ニ在

リテハ徵用又ハ勤勞協力ニ依ル使用者)ヲ削ル

第七條第二項第一號及第二號ヲ左ノ如ク改ム

一 削除

二 削除

同條第四項ヲ削ル

第八條第一項第一號ヲ左ノ如ク改ム

一 削除

同項第四號ヲ左ノ如ク改ム

四 削除

勤勞配置規則(昭和二十年十月十一日)

(厚生省令第四十號)

第一章 總則

第一條 昭和二十年勅令第五百六十六號附則第四項ノ規定ニ基ク從業者ノ勤勞配置ニ關スル命令ハ本令ノ定ムル所ニ依ル

第二章 職業指導

第二條 地方長官(東京都ニ在リテハ警視總監以下同

ジ)ハ都府縣高等官中ヨリ職業指導官ヲ命ジ求職者

ニ付テノ就職スベキ職業等ニ關スル希望、就職ノ條

件其ノ他就職ニ關スル必要ナル事項ノ調査其ノ他必

要ナル職業指導ニ關スル事務ニ從事セシムベシ

地方長官必要アリト認ムルトキハ學識經驗アル者ニ

囑託シ職業指導官ノ行フ事務ノ一部ヲ補助セシムベ

シ

第三條 地方長官必要アリト認ムルトキハ求職者ニ對

シ其ノ就職前ニ於テ勤勞適性検査又ハ勤勞訓練ヲ受

ケシムルコトヲ得

第三章 雇入及就職

第四條 工場、事業場其ノ他ノ場所(以下事業場ト稱

ス)ノ事業主一ヶ月以内ノ期間ニ於テ十人以上ノ從

業者ヲ雇入レントスルトキハ其雇入ノ員數其ノ他雇

入レニ關シ必要ナル事項ヲ豫メ雇入ヲ爲サントスル

事業場ノ所在地ノ所轄勤勞署長ニ届出ツベシ

前項ノ規定ハ別ニ定ムル場合ニハ之ヲ適用セズ

第五條 厚生大臣又ハ地方長官必要アリト認ムルトキ

ハ業種又ハ職種ヲ指定シテ女子等其ノ指定スル從業

者ノ雇入、使用、就業及從業ヲ禁止又ハ制限スルコ

トヲ得

前項ノ規定ニ依ル禁止又ハ制限アリタルトキハ其ノ

禁止又ハ制限ノ指定ヲ爲シタル業種又ハ職種ニハ其

ノ指定スル年月日以後ハ其ノ指定シタル禁止又ハ制

限ノ範圍ヲ超エテ其ノ指定シタル從業者ノ雇入、使用、就職又ハ從業ヲ爲スコトヲ得ズ但シ特別ノ事由ニ因リ勤勞署長ノ認可アリタル場合ハ此ノ限りニ在ラズ

第一項ノ指定ハ厚生大臣又ハ地方長官ノ告示ニ依リ之ヲ爲ス

第六條 厚生大臣又ハ地方長官ノ指定スル範圍ノ從業者ノ雇入及就職ハ別ニ定ムル所ニ依リ勤勞署長ノ紹介若ハ承認ニ依リ又ハ地方長官ノ指定スル團體ノ指示ニ依ルベシ

第七條 地方長官必要アリト認ムルトキハ事業場ノ事業主ニ對シ雇入ルベキ者及其ノ雇入ニ關シ必要ナル事項ヲ指定シテ雇入ルベキコトヲ勤勞署長ノコトヲ得

第八條 地方長官厚生大臣ノ指定スル範圍ノ求職者ニ付其ノ者ノ就職確保ノ爲必要アリト認ムルトキハ事業場ノ事業主ニ對シ雇入ルベキ者及其ノ者ノ雇入ニ關シ必要ナル事項ヲ指定シテ雇入ルベキコトヲ命ズルコトヲ得

前項ノ規定ニ依ル雇入ルベキ者ノ指定ハ前項ノ求職者ノ範圍ニ依リ包括シテ之ヲ爲スコトヲ得

第九條 地方長官前條第一項ノ雇入命令ヲ爲シタルトキハ直ニ其ノ指定シタル求職者ニ對シ其ノ旨通知スベシ但シ同條第二項ノ規定ニ依リ雇入ルベキ者ノ指定ヲ包括シテ爲シタル場合ハ此ノ限りニ在ラズ

前項ノ規定ニ依リ通知ヲ受ケタル求職者ハ遲滞ナク前條ノ規定ニ依リ命令ヲ受ケタル者ニ對シ就職ノ申出ヲ爲スベシ

第四章 解雇

第十條 地方長官ノ指定スル事業場ニ於テ使用セラルル從業者又ハ事業場ニ於テ使用セラルル從業者ニシテ地方長官ノ指定スル範圍ノモノノ解雇ハ解雇前一月迄ニ其ノ旨ヲ當該從業者ニ通知スルト共ニ當該事業場ノ所在地ノ所轄勤勞署長ニ届出スルニ非ザレバ之ヲ爲スコトヲ得ズ

前項ノ事業場ノ指定ハ事業場ニ於テ使用セラルル從業者ノ數ニ依リ包括シテ之ヲ爲スコトヲ得

第一項ノ規定ハ左ノ各號ノ一ニ該當スル場合ニハ之ヲ適用セズ
一 法令ニ依リ解雇ヲ要スルニ至リタル場合
二 營業ノ讓渡其ノ他ノ事由ニ因リ事業ノ全部又ハ一部ヲ廢止又ハ休止スル場合ニ於ケル解雇ノ場合
三 日日又ハ三十日以内ノ期間ヲ定メテ雇入レル從業者ノ解雇ノ場合

四 其ノ他地方長官ノ定ムル場合

第十一條 前條ノ規定ニ依リ地方長官ノ指定ニ係ル事業場ノ事業主ハ前條第三項第二號ニ掲グル場合ニ在リテハ國家總動員法第三十一條ノ規定ニ基キ解雇セントスル從業者ノ氏名、居住ノ場所等ヲ豫メ當該事

業場ノ所在地ノ所轄勤勞署長ニ報告スベシ

第五章 雜則

第十二條 地方長官又ハ勤勞署長本令ニ依リ承認又ハ認可ニ付不正若ハ虚偽ノ事實アリト認ムルトキ又ハ特ニ必要アリト認ムルトキハ承認又ハ認可ノ取消ヲ爲スコトヲ得

第十三條 厚生大臣又ハ地方長官ハ從業者ノ雇入、解雇、使用又ハ賃銀、給料其ノ他ノ從業條件ニ付事業場ノ事業主ニ對シ監督上必要ナル命令ヲ爲スコトヲ得

第十四條 厚生大臣、地方長官又ハ勤勞署長本令ノ施行ニ關シ必要アリト認ムルトキハ國家總動員法第三十一條ノ規定ニ基キ從業者、事業場ノ事業主其ノ他ノ關係者ヨリ報告ヲ徴スルコトヲ得

第十五條 厚生大臣、地方長官又ハ勤勞署長本令ノ施行ニ關シ必要アリト認ムルトキハ國家總動員法第三十一條ノ規定ニ基キ當該官吏ヲシテ關係事業場ニ臨檢シ業務ノ狀況又ハ帳簿書類其ノ他ノ物件ヲ検査セシムルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ當該官吏ヲシテ別ニ定ムル所ニ依リ其ノ身分ヲ證ス證票ヲ携帯セシムベシ

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス